

第18回 鉏路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年9月30日 13:30~14:15
2. 場 所 鉏路市役所本庁舎 2階第3委員会室
3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 4番 福西 範委員 5番 田井 克廣委員
6番 三木 均委員 8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員
10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員
14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員
18番 菊池 利治委員 20番 稲場 洋二委員 21番 成田 俊英委員
(以上 15名)
4. 欠席委員 1番 吉田 重喜委員 3番 田井 博行委員 7番 浅野 徳昭委員
13番 細川 裕委員 19番 大坂 博文委員
(以上 5名)
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 大西 俊二 事務局補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 佐藤 賢二 農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美
(以上 6名)
6. 議事日程 会議録署名委員の指名 2番 河崎 忠委員
4番 福西 範委員
- 会期決定について 平成28年9月30日(1日)
- 会務概要報告
- 議案第74号 現況証明願について
議案第75号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
(追加議案)
報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請に係る進達について

議長
野村会長

それではお時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
ただいまより第18回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は15名です。
議事録署名人に2番、河崎忠委員、4番、福西範委員を指名しますので、よろしく
お願い致します。
なお、会期は本日9月30日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
阿部補佐

会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありました。報告のあった分について、何か
聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて議案の審議にはいります。
議案第74号「現況証明願」について事務局より提案して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書の3ページでございます。議案第74号「現況証明願」について
提案致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供
しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承
諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が
必要となります。

今回は、鉏路地区から1件の現況証明願の申請がございました。

議案書4ページでございます表の1番ですが、資料は5ページ、6ページにござい
ます。

■■■■が共有する、農振地域外の公簿地目が畑である、■■■■
■■■■、他1筆、合計■■■■m²の土地について、■■■■から現況証明願がありました
ので、9月6日、鉏路地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査を実施した結
果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

以上、1件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の河崎委員から報告をお願いします。

委員
河崎委員

議案第74号の現況証明願について報告致します。

■■■■■、ほか1筆で、面積の合計が■■■■■㎡、公簿地目が畑となっており、土地の所有者は、■■■■■であります。

この件につきましては、平成28年9月6日に、鉏路地区農業委員3名、事務局4名で現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外であり、利用状況は原野であることを確認しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

河崎委員、ありがとうございました。

それでは、議案第74号「現況証明願」について審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第74号「現況証明願」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第74号「現況証明願」については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第75号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局
阿部補佐

議案書7ページ目にございます、議案第75号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」を致します。

農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは、採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないことになっております。

また、農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。

今回3件の報告がございました。

議案書 8 ページの農地所有適格法人要件確認書の 1 番は、[REDACTED] で、平成 28 年 3 月決算の報告となります。

議案書 8 ページの農地所有適格法人要件確認書の 2 番は、[REDACTED] で、平成 28 年 3 月決算の報告となります。

議案書 9 ページの農地所有適格法人要件確認書の 3 番は、[REDACTED] で、平成 28 年 5 月決算の報告となります。

3 件とも、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしておりますことを報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から報告がありました、議案第 75 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、1 番は [REDACTED] が役員となっており、議事参与の制限がございますので、まず 1 番を審議して、次に 2 番、3 番を一括審議することとします。

最初に、1 番について審議しますので、[REDACTED] は退室して下さい。

([REDACTED] 退室)

議長
野村会長

1 番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第 75 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告」の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第 75 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告」の 1 番については原案のとおり決定いたします。

[REDACTED] は入室して下さい。

([REDACTED] 入室)

議長
野村会長

1 番は原案のとおり可決、決定しました。
次に、2 番、3 番を一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第75号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番、3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第75号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番、3番については原案のとおり決定いたします。

続いて、追加議案の審議に入ります。

まず、報告第53号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、追加議案書の1ページでございます、報告第53号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において、合意解約した場合は、賃貸人、借借人の当事者はその旨、農業委員会に通知することになっております。

今回は、音別地区で4件の通知がありました。

追加議案書2ページの表の1番は、資料が3ページ、4ページでございます。

■■■■が所有する■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、9月6日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、追加議案書2ページの表の2番は、資料が3ページ、5ページ、6ページでございます。

■■■■が所有する■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、9月6日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

追加議案書2ページの表の3番は、資料が3ページ、7ページ、8ページでございます。

■■■■が所有する■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、9月6日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

追加議案書2ページの表の4番は、資料が3ページ、9ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■の1筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、9月6日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

以上、4件の合意解約について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第53号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に議案第76号「農地法第4条の規定による許可申請の進達」について審議しますので、事務局より提案して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、追加議案書10ページでございます、議案第76号「農地法第4条の規定による許可申請の進達」について説明します。

農地法第4条の規定は、農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

追加議案書11ページ目の表の1番は、資料が追加議案書12ページから17ページにございますが、今回、阿寒地区において1件の許可申請の提出がありました。

■■■■■■■■■■より、ラグーン建設のため、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■㎡について、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

本件に関しましては、申請者より事前に相談がありましたので、9月16日、阿寒地区の農業委員7名と事務局職員4名により、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第4条調査書をご参照下さい。

以上、農地法第4条の規定による許可申請についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、農地法第4条の規定による許可申請に係る進達について審議致しますが、本案件は現地調査等の事前審査を行っておりますので、調査委員長の稲場委員より報告をお願いします。

委員
稲場委員

議案第76号の1番、「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」について報告します。

申請の内容は、■■■■■■■■■■所有地内に、ラグーンを新設しようとするものであります。

この件につきましては、平成28年9月16日に阿寒地区農業委員7名及び事務局4名により現地調査並びに協議を行いました。

計画されている場所は、農業振興地域内の白地となっており、既存の農業用施設の隣接地で、農作業の効率性も良い場所であり、近隣にここ以外の建設場所も見当たらないことから妥当であると認められます。

以上のことから、調査委員会では許可相当という結論に至りましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

それでは「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」の1番について審議致しますが、本案件は、[]が役員となっている法人に関する案件で、議事参与の制限となりますので、[]は退室して下さい。

([]退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第76号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第76号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」の1番については原案のとおり決定いたします。

[]は入室して下さい。

([]入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。

これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか。なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成28年9月30日

議長 野村 照明

署名委員 河野 忠

署名委員 福西 範